

「苦情解決支援とあっせんに関する規則」等の一部改正について

平成 22 年 10 月 8 日

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 改正の趣旨

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 58 号）において、利用者保護の充実を図るため金融分野における裁判外紛争解決制度（いわゆる金融 ADR 制度）が創設されたことに伴い、当センターは、指定第一種紛争解決機関（指定紛争解決機関（金融商品取引法第 156 条の 38 第 1 項に規定する指定紛争解決機関をいう。）であってその紛争解決等業務の種別が特定第一種金融商品取引業務（同法同条第 2 項に規定する特定第一種金融商品取引業務をいう。）であるものをいう。）としての指定を得ることを目指すこととなった。

当センターが金融商品取引法第 156 条の 39 第 1 項の規定による指定第一種紛争解決機関としての指定を受けるため、金融庁長官に対し指定申請を行うこととなるが、当該指定を受けた場合における紛争解決等業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）等を整備するため、以下のとおり、「苦情解決支援とあっせんに関する規則」等の一部を改正する。

2. 「苦情解決支援とあっせんに関する規則」の一部改正の骨子

(1) 規則の名称

「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」に改める。

(2) 総則的事項

- ① 他の苦情・紛争解決支援機関との連携について定める。（第 3 条第 5 項）
- ② センターは、第 1 種金融商品取引業者と手続実施基本契約を締結し、これに基づき、特定第 1 種金融商品取引業務に関する苦情・紛争解決のサービスを提供するものとし、当該サービスの提供は、金商法第 156 条の 39 第 1 項の規定に基づく指定を受けて行う。（第 4 条第 5 項、第 5 条の 2）
- ③ 加入第 1 種金融商品取引業者に係る特定第 1 種金融商品取引業務である業務に関する苦情及び紛争の解決については、協定団体との協定及び当該加入第 1 種金融商品取引業者と締結している手続実施基本契約に従って実施する。（第 4 条第 3 項）（協定に基づくことにより、日本証券業協会等の協定団体の規則でセンターへの協力義務を課することが維持される。）
- ④ 手続実施基本契約の内容を定める。（第 5 条の 3）

- ⑤ 特定事業者は、毎年度、細則で定める基本利用料（10万円）を負担するほか、あっせん件数に応じて開催期日1回毎に利用負担金を負担する。（第6条第2項、第6条の3）（細則事項から業務規程事項に移動）
- ⑥ 加入第1種金融商品取引業者に係る紛争等解決事業に必要な費用の負担については、次の費用の区分に応じ、それぞれに定めるところによる。（第6条第3項）

有価証券関連紛争等解決費用	日証協に加入している場合	日証協に加入していない場合
	日証協負担金＋当該業者が負担するあっせん開催時利用負担金＋あっせん申立金	基本負担金＋当該業者が負担するあっせん開催時利用負担金＋あっせん申立金
金融先物取引関連紛争等解決費用	金先協に加入している場合	金先協に加入していない場合
	金先協負担金＋当該業者が負担するあっせん開催時利用負担金＋あっせん申立金	基本負担金＋当該業者が負担するあっせん開催時利用負担金＋あっせん申立金

（注） 有価証券関連紛争等解決費用：日証協が対象としている有価証券の売買その他の取引等についての苦情処理及びあっせんの費用をいう。

金融先物取引関連紛争等解決費用：金先協が対象としている金融先物取引についての苦情処理及びあっせんの費用をいう。

- ⑦ 日本証券業協会は、毎年度、会員である加入第1種金融商品取引業者に係る有価証券関連紛争等解決費用について、センターとの協定に定めるところにより、負担しなければならない。（第6条第4項）
- ⑧ 社団法人金融先物取引業協会は、毎年度、会員である加入第1種金融商品取引業者に係る金融先物取引関連紛争等解決費用について、センターとの協定に定めるところにより、負担しなければならない。（第6条第5項）
- ⑨ 関係自主規制団体未加入部分に係る基本負担金の額は、次の区分に応じ、それぞれに定めるところによる。（第6条の2）

有価証券関連紛争等解決費用のうち日証協に加入しない第1種金融商品取引業者に係る費用	日証協の会員である第1種金融商品取引業者に係る有価証券関連紛争等解決費用の1社当たり平均見込額に相当する金額の1.5倍の額
金融先物取引関連紛争等解決費用のうち金先協に加入しない第1種金融商品取引業者に係る費用	金先協の会員である第1種金融商品取引業者に係る金融先物取引関連紛争等解決費用の1社当たり平均見込額に相当する金額の1.5倍の額

- ⑩ 加入第 1 種金融商品取引業者及び協定事業者はあっせん開催期日 1 回当たり利用負担金 5 万円を負担する。(第 6 条の 3)
- ⑪ 協定事業者に係る費用の算定上、日本証券業協会又は社団法人金融先物取引業協会のいずれかに加入する加入第 1 種金融商品取引業者に係る費用を算入しないものとする。(第 6 条第 8 項)

(3) その他

- ① 手続実施基本契約の義務不履行の事実の公表、あっせん手続の目的となった請求に係る訴訟の報告、加入業者の名簿の公表、紛争等解決業務を行う時間及び区域並びに和解で定められた義務の履行状況の調査について定める。(第 52 条—第 57 条)
- ② その他所要の改正を行う。

(4) 施行日等

- センターが別に定める日から施行する。ただし、施行日前に行われた苦情の申出及びあっせんの申立てについては、なお従前の例による。(付則)
- (注) センターが別に定める日は平成 23 年 4 月 1 日を予定。

3. 『苦情解決支援とあっせんに関する規則』に関する細則の一部改正の骨子

- (1) 細則の名称を『苦情解決支援とあっせんに関する業務規程』に関する細則に改める。
- (2) 手続実施基本契約の申込について定める。(第 3 条の 2)
- (3) 特定事業者のあっせん開催期日 1 回当たり利用負担金の額について細則から業務規程事項に移動する。(第 4 条)
- (4) 訴訟に関する報告書の様式について定める。(第 10 条)
- (5) その他所要の改正を行う。
- (6) センターが別に定める日から施行する。ただし、施行日前に行われた苦情の申出及びあっせんの申立てについては、なお従前の例による。(付則)
- (注) センターが別に定める日は平成 23 年 4 月 1 日を予定。

以 上